流　山　市

汚 泥 再 生 処 理 セ ン タ ー

建　設　工　事

落札者決定基準

平成１９年１０月

流　山　市

●●● 目　次 ●●●

１．審査方法 ····· 1
（１）総合評価一般競争入札 ····· 1
（２）審査の流れ ····· 3

２．資格審査 ····· 4
（１）審査の方法 ····· 4
（２）入札参加者の備えるべき参加資格要件 ····· 4

３．書類確認 ····· 7
（１）確認の方法 ····· 7
（２）確認する内容 ····· 7

４．定量化審査 ····· 8
（１）定量化審査の基本方針 ····· 8
（２）審査の方法 ····· 8
（３）審査項目及び配点 ····· 8
（４）技術提案内容の得点化 ····· 9
（５）入札価格の得点化 ····· 11
（６）総合点数の算出 ····· 11
（７）優秀提案の選定 ····· 11

１．審査方法

流山市汚泥再生処理センター建設工事（以下「本工事」という。）の請負者には、工事対象となる施設の設計・建設に関する専門的な技術やノウハウの保有が必須となる。このため、請負者決定に係る契約方式は、技術提案及び入札価格の総合的な評価によって落札者を決定する総合評価落札方式（一般競争入札）を採用する。

流山市汚泥再生処理センター建設工事落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、本工事に係る入札説明書類に基づき応募者から提出された入札書類を、可能な限り客観的に評価して落札者を決定するための基準を示すものである。

（１）総合評価一般競争入札

総合評価一般競争入札の方法は、次のとおりである。

①　資格審査

流山市（以下「市」という。）は、参加表明書及び参加資格審査申請書により、応募者が、入札参加者の備えるべき参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。この結果、参加資格要件を満たしていない場合は、失格とする。

②　書類確認

ア　入札書類の確認

市は、提出された入札書類が全て揃っていることを確認する。この結果、入札書類に不備がある場合は、失格とする。

イ　入札価格の確認

市は、入札価格書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。この結果、入札価格が予定価格を超える場合は、失格とする。

③　定量化審査

流山市汚泥再生処理センター建設工事請負契約に係る総合評価競争入札審査会（以下「審査会」という。）は、次の方法により提案内容の定量化を行い、優秀提案を選定する。

ア　一般要求事項に関する提案内容の定量化

一般要求事項に関する提案内容について、落札者決定基準に示す得点化の基準に基づき、審査項目ごとに流山市汚泥再生処理センター建設工事要求水準書（以下「要求水準書」という。）との整合性を評価し、得点化を行う。

なお、要求水準書に対する重大な不整合（性能やリスク分担に関する不整合、入札価格の変更を伴う不整合、同一事項に対する２通り以上の提案、提

案事項間の齟齬、矛盾等）がある場合は、失格とする。

イ　特定要求事項に関する提案内容の定量化

一般要求事項以外で市が特定する事項に関する提案内容について、落札者決定基準に示す得点化の基準に基づき、審査項目ごとにその優劣を評価し、得点化を行う。

ウ　入札価格の定量化

入札価格書に記載された入札価格について、落札者決定基準に示す得点化の算定式に基づき、得点化を行う。

エ　総合点数の算出

一般要求事項に関する提案内容の審査、特定要求事項に関する提案内容の審査及び入札価格に関する審査により算出された審査項目ごとの得点を合計し、総合点数を算出する。

オ　優秀提案の選定

総合点数の最も高い提案を、優秀提案として選定する。

④　落札者の決定

市は、審査会の優秀提案選定を踏まえ、落札者を決定する。

（2）審査の流れ

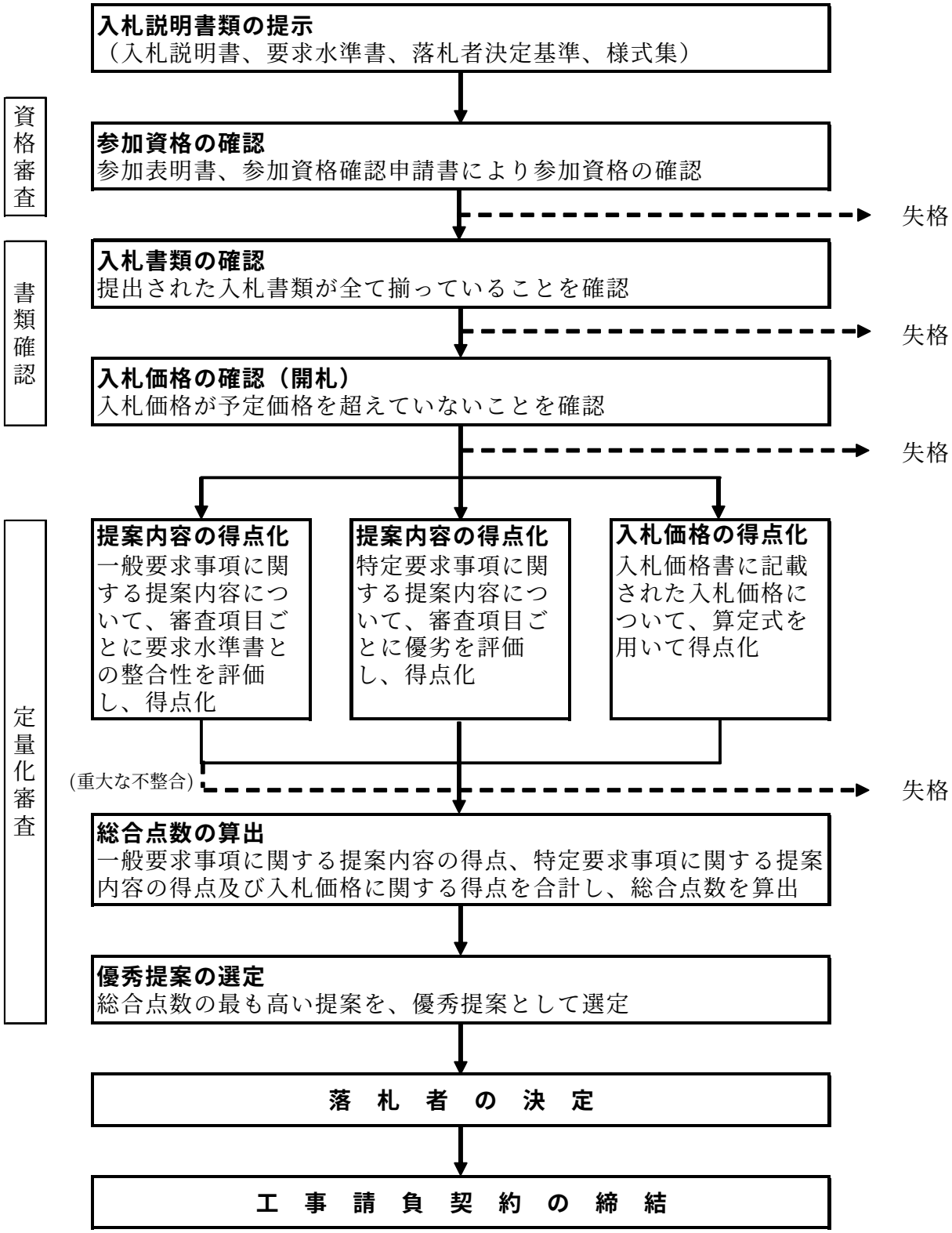
入札説明書類の提示
（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集）
資格審査
参加資格の確認
参加表明書、参加資格確認申請書により参加資格の確認
失格
書類確認
入札書類の確認
提出された入札書類が全て揃っていることを確認
失格
入札価格の確認（開札）
入札価格が予定価格を超えていないことを確認
失格
定量化審査
提案内容の得点化
一般要求事項に関する提案内容について、審査項目ごとに要求水準書との整合性を評価し、得点化
提案内容の得点化
特定要求事項に関する提案内容について、審査項目ごとに優劣を評価し、得点化
入札価格の得点化
入札価格書に記載された入札価格について、算定式を用いて得点化
(重大な不整合)
失格
総合点数の算出
一般要求事項に関する提案内容の得点、特定要求事項に関する提案内容の得点及び入札価格に関する得点を合計し、総合点数を算出
優秀提案の選定
総合点数の最も高い提案を、優秀提案として選定
落 札 者 の 決 定
工 事 請 負 契 約 の 締 結

２．資格審査

（１）審査の方法

参加表明書及び参加資格審査申請書により、応募者が参加資格要件を満たしていることを審査する。この結果、参加資格要件を満たさない場合は、失格とする。

（２）入札参加者の備えるべき参加資格要件

①　入札参加者の構成等

ア　入札参加者は、流山市財務規則（昭和６１年流山市規則第１２号）第１２５条第２項の規定による有資格業者名簿に登載されている者であること。

イ　入札参加者は、複数の企業で構成する企業体（以下「共同企業体」という。）または一企業とする。

②　共同企業体の結成に必要な資格に関する事項

ア　共同企業体の構成員数は、３社以内とする。

イ　共同企業体の代表者（以下「代表構成員」という。）は、構成員のうち最大の施工能力を有する者とする。

ウ　代表構成員の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率でなければならない。

エ　各構成員の出資比率は、２社の場合は３０パーセント以上、３社の場合は２０パーセント以上でなければならない。

オ　各構成員は、別に配布する特定建設工事共同企業体協定書により、協定を締結しなければならない。

カ　共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員を兼ねてはならない。また、一企業としての参加申請もしてはならない。

キ　入札参加資格審査申請書提出後の共同企業体の構成員の変更は、認めない。

ク　清掃施設工事に係る近接工事(申請日時点で本工事場所から最近部で100メートル以内で行われている工事）を施工していない者(共同企業体としての請負も含む。)

③　共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項

ア　代表構成員に必要な資格

（ア）流山市財務規則第１２５条第２項の規定による有資格業者名簿の清掃施設工事に登載されている者で、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第１５条の規定に基づく清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有するもの

（イ）この公告の前日における本市経営事項審査における審査結果（清掃施設工事）が８００点以上であるもの

イ　代表構成員以外の構成員に必要な資格

（ア）流山市財務規則第１２５条第２項の規定による有資格業者名簿に登載されている者

ウ　いずれかの構成員に必要な資格

（ア）汚泥再生処理センターの建設工事を元請けとして行い、稼動開始に至った経緯を有する者（実績や人材の提供を含めて営業譲渡を受けた場合を含む。）であること。

（イ）清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、し尿処理施設建設工事の経験がある技術者を専任で配置できること。

④　一企業に必要な資格に関する事項

ア　流山市財務規則第１２５条第２項の規定による有資格業者名簿の清掃施設工事に登載されている者で、建設業法第１５条に基づく清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有するもの

イ　この公告の前日における本市経営事項審査における審査結果（清掃施設工事）が８００点以上であるもの

ウ　汚泥再生処理センターの建設工事を元請けとして行い、稼動開始に至った経緯を有する者（実績や人材の提供を含めて営業譲渡を受けた場合を含む。）であること。

エ　清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、し尿処理施設建設工事の経験がある技術者を専任で配置できること。

⑤　本件入札に参加することができない者

入札参加者（共同企業体の場合は、構成員とする）は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当するものは、入札に参加することができないものとする。

ア　この公告の日から当該入札の日までの間において、市長から指名停止又は指名除外を受けている者

イ　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年を経過しない者又は入札日前６ヶ月以内に手形若しくは小切手を不渡りとした者

ウ　商法（明治３２年法律第４８号）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がある者

エ　破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産の申立てがなされている者

オ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した場合は、更正手続きが完了していない者

カ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した場合は、再生手続きが完了していない者

キ　申請日現在において、法人税、消費税、又は地方消費税を滞納している者

ク　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることが無くなった日から５年を経過していない者

３．書類確認

（１）確認の方法

技術提案書の構成、項目、入札価格書の金額等が、定量化審査に支障のないことを確認する。この結果、書類の不備・不足、入札価格の超過が確認された場合は、失格とする。

（２）確認する内容

①　入札書類の確認

ア　提出された入札書類が全て揃っていること。

イ　技術提案書の構成、項目が、入札説明書類に示された定量化審査の審査項目を満たしていること。

②　入札価格の確認

入札価格書に記載された入札価格が予定価格を超えていないこと。

４．定量化審査

（１）定量化審査の基本方針

本工事の目的を実現する上で必要な事項を審査項目とし、提案内容の定量化を図ることにより、客観的な視点から最も優秀な提案を選定する。

（２）審査の方法

入札参加者から提出された技術提案書の内容及び入札価格書に記載された入札価格について、審査項目ごとに得点化を行い、それらを合計した総合点数の最も高かったものを、優秀提案として選定する。

（３）審査項目及び配点

審査項目及び配点については、次のとおりとする。

審　　査　　項　　目			配点
技術提案書	一般要求事項 (技術提案全体)	設計仕様書と要求水準書の整合性に関する事項	5
		設計計算書と要求水準書の整合性に関する事項	5
		図面類と要求水準書の整合性に関する事項	5
		工事施工計画と要求水準書の整合性に関する事項	5
		小　　計	20
	特定要求事項 (特定テーマ)	汚泥・剪定枝等の適正な資源化に関する事項	10
		使用エネルギーの削減に関する事項	10
		環境保全対策、環境負荷の削減に関する事項	10
		景観等、周辺環境との調和に関する事項	10
		維持管理コストの削減に関する事項	10
		小　　計	50
	技術提案書の配点計		70
入札価格書	工事費	入札価格に関する事項	30
	配　点　合　計		100

（4）技術提案内容の得点化

① 技術提案内容の得点化の方法

技術提案書の内容について、審査項目ごとに評価段階に基づく５段階評価を行い、審査項目ごとの配点に評価段階における評価率を乗じ、審査項目ごとの得点を算出する。

② 一般要求事項

ア 評価段階、評価基準及び評価率

一般要求事項に関する提案内容の評価段階、評価基準及び評価率は、次のとおりとする。

評価段階	一 般 要 求 事 項 の 評 価 基 準	評価率
A	当該評価項目において、要求水準を全て満足している。	1
B	当該評価項目において、要求水準との軽微な不整合が１～２箇所認められるが、事業実施段階での修正が確認できる。	0.75
C	当該評価項目において、要求水準との軽微な不整合が３～４箇所認められるが、事業実施段階での修正が確認できる。	0.5
D	当該評価項目において、要求水準書との軽微な不整合が５箇所以上認められるが、事業実施段階での修正が確認できる。	0.25
E	当該評価項目において、要求水準書との軽微な不整合が一部認められるが、事業実施段階での修正が確認できない。	0

イ 評価の視点

一般要求事項に関する提案内容を評価する際は、審査項目ごとに次の視点に基づき行う。

審 査 項 目	評 価 の 視 点
設計計算書と要求水準書の整合性に関する事項	各審査項目に対応する提案内容が、要求水準書を満たしているかを評価の基本とし、要求水準を全て満足している場合に配点の 100％を付与する。要求水準書との一部不整合（事業実施段階での修正が可能な軽微なもの）が認められる場合には、その度合に応じて減点する。 要求水準書に対する重大な不整合（性能やリスク分担に関する不整合、入札価格の変更を伴う不整合、同一事項に対する２通り以上の提案、提案事項間の齟齬、矛盾など）がある場合は、失格とする。
設計仕様書と要求水準書の整合性に関する事項	
図面類と要求水準書の整合性に関する事項	
工事施工計画と要求水準書の整合性に関する事項	

③ 特定要求事項

ア　評価段階、評価基準及び評価率

特定要求事項に関する提案内容の評価段階、評価基準及び評価率は、次のとおりとする。

評価段階	特定要求事項の評価基準	評価率
A	当該評価項目において、大変優れている。	1
B	当該評価項目において、やや優れている。	0.75
C	当該評価項目において、一定の評価ができる。（標準）	0.5
D	当該評価項目において、やや劣っている。	0.25
E	当該評価項目において、大変劣っている。	0

イ　評価の視点

特定要求事項に関する提案内容を評価する際は、審査項目ごとに次の視点に基づき行う。

審査項目	評価の視点	
汚泥・剪定枝等の適正な資源化に関する事項	資源化システムの妥当性、資源循環の具体性、実現性	各審査項目に対応する提案内容が、具体的に示され、妥当性を有し、かつ実現可能なものであるかを評価の基本とする。一定の評価ができる場合に、配点の50%を付与し、より優れた提案と認める場合に、配点の残り50%を優秀の度合に応じて加点する。一定の評価ができない場合には、その度合に応じて減点する。
使用エネルギーの削減に関する事項	エネルギー削減対策の具体性、実現性	
環境保全対策、環境負荷の削減に関する事項	環境保全対策等の具体性、実現性	
景観等、周辺環境との調和に関する事項	施設配置計画、意匠計画、植樹造園計画の妥当性	
維持管理コストの削減に関する事項	維持管理経費の優位性	

（５）入札価格の得点化

①　入札価格の得点化方法

入札価格書に記載された入札価格について、得点化のための算定式により点数を算出する。

②　算定式

入札価格のうち最も低い価格（「最低価格」という。）を30点とし、予定価格と各応募者の入札価格の差と、予定価格と最低価格の差との比率で価格点数を算出する。

なお、点数は小数点以下第２位を四捨五入した値とする。

価格点数＝（予定価格－各応募者の入札価格）÷（予定価格－最低価格）×30点

（６）総合点数の算出

技術提案内容に関する審査及び入札価格に関する審査により算出された審査項目ごとの点数を合計し、総合点数を算出する。

（７）優秀提案の選定

総合点数の最も高い提案を優秀提案として選定する。